

秋田県再犯防止推進計画策定委員会設置要綱

(設置目的)

第1条 秋田県再犯防止推進計画を策定するため、秋田県再犯防止推進計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、秋田県再犯防止推進計画の策定に関することを所掌する。

(組織)

第3条 委員会は、別表に定める構成機関の職員等をもって組織する。

- 2 委員会に委員長及び副委員長を置く。
- 3 委員長は構成機関の職員等の互選により定め、副委員長は委員長が指名する。
- 4 委員長は、会務を総括し、これを代表する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長が不在のときは、その職務を代理する。
- 6 必要があると認められるときは、構成機関以外の者を出席させることができる。

(事務局)

第4条 委員会の事務局は、秋田県健康福祉部地域・家庭福祉課に置く。

(個人情報の保護)

第5条 委員会の出席者は、委員会等により知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営等に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表

秋田県再犯防止推進計画策定委員会構成機関

分類	No	構成機関
国関係機関	1	秋田保護観察所
	2	秋田刑務所
	3	秋田地方検察庁
更生保護団体	4	更生保護法人秋田至仁会
	5	秋田県保護司会連合会
民間団体	6	秋田弁護士会
	7	秋田県地域生活定着支援センター
	8	社会福祉法人秋田県社会福祉協議会
	9	国立大学法人秋田大学